

平成 30 年 8 月 30 日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

横浜市健康福祉局 介護保険課
介護事業指導課

訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出について （通知）

平成30年10月より、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、訪問介護における生活援助中心型サービスの利用回数が基準回数以上のケアプランについて、保険者への届出が必要です。

1 厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護

訪問介護（生活援助中心型サービス）の回数（1月あたり）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準回数	27回	34回	43回	38回	31回

※上記の回数には、身体介護に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合（生活援助加算）の回数を含みません。

2 届出の時期及び期限

平成30年10月1日以降に、利用者の同意を得て交付（作成又は変更※）をした居宅サービス計画により、上記の回数以上の訪問介護を位置付けたものについて、翌月の末日までに届出てください。

〈例〉 10月に作成したもの → 11月末日までに届出が必要

※作成又は変更の内容については別紙「訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書（兼理由書）」を確認してください。

3 提出書類

- 「訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書（兼理由書）」
- 居宅サービス計画書「第1表」～「第7表」の写し
※居宅サービス計画書「第1表」は、利用者へ交付し署名があるもの
※居宅介護支援経過「第5表」は、生活援助中心型の訪問介護を位置づけた理由を記載したページのみ提出可
※用紙のサイズはA4サイズに統一してください
- 訪問介護計画書の写し
※指定居宅介護支援事業所（介護支援専門員）が訪問介護事業所から提供を受けたもの

4 提出方法

郵送にて提出してください。（来庁不要）

☞ 注意：区役所では受け付けできません。

5 その他

- 届出内容について、問い合わせることがあります。
- 点検結果については後日、FAX又はEメールによりお知らせする予定です。
- 給付実績により未届であることを確認した場合等には、届出を求めることがあります。

☆郵送用ラベル 郵送の際は、下記点線枠を切り取って使用してください。

〒 231-0017 横浜市中区港町1-1

横浜市健康福祉局 介護保険課

給付担当 行

<ケアプラン 在中>

添付資料

- ・訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出に関するQ&A

<国通知>

- ・「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」の公布について（平成30年5月10日老振発0510第1号）
介護保険最新情報 Vol. 652
- ・「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（平成30年3月23日）」の送付について（平成30年3月23日 厚労省事務連絡）【抜粋】 介護保険最新情報 Vol. 629

<根拠規定>

- ・「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成11年7月29日老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）【抜粋】
- ・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）
別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表【抜粋】
- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
【抜粋】
- ・横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例（平成26年9月25日条例第51号）【抜粋】